附則第十八条の四第四項中「第三十五条の二の六第八項又は」を削り、同条第八項中「第三十五条の二の六第十八項又は」を削る。

附則第十八条の五第三項中「第十五項」を「第十二項」に改め、同条第四項中「附則第三十五条の二の六第五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第六項」を「附則第三十五条の二の六第四項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第五項」に改め、「及び第七項第二号」を削り、同項第三号中「附則第三十五条の二の六第五項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同条第五項及び第六項中「附則第三十五条の二の六第六項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改め、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第五項」を「第四項」に改め、同項第四号中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第三十五条の二の六第五項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同項第四号中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　法附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用がある場合における法第三十二条第三項及び第四十五条の二第一項第八号の規定の適用については、法第三十二条第三項中「所得税法第二条第一項第四十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号」と、同号中「前各号に掲げるもののほか」とあるのは「附則第三十五条の二の六第四項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他」とする。

附則第十八条の五第十二項を削り、同条第十三項中「附則第三十五条の二の六第九項に規定する上場株式等の譲渡をした」を「附則第三十五条の二の六第十二項」を「附則第三十五条の二の六第九項」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の二の六第十二項」を「附則第三十五条の二の六第九項」に、「第十五項まで及び第十八項」を「第十二項まで及び第十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「附則第三十五条の二の六第十二項」を「附則第三十五条の二の六第九項」に、「第十六項第二号及び第十八項」を「第十三項第二号及び第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第十三項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「附則第三十五条の二の六第十五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十六項」を「附則第三十五条の二の六第十一項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十二項」に改め、「及び第十九項第二号」を削り、同項第三号中「附則第三十五条の二の六第十三項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に、「第十三項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「附則第三十五条の二の六第十六項」を「附則第三十五条の二の六第十二項」に、「第十三項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「附則第三十五条の二の六第十六項」を「附則第三十五条の二の六第十二項」に、「第十五項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項から第二十一項までを削り、同条第二十二項中「附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「同条第十一項又は第十五項」を「同条第八項又は第十一項」に改め、同項第五号中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十三項中「附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十四項中「附則第三十五条の二の六第十七項」を「附則第三十五条の二の六第十項」に改め、同項第五号中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十五項中「附則第三十五条の二の六第十八項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　法附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合における法第三百十三条第三項及び第三百十七条の二第一項第八号の規定の適用については、法第三百十三条第三項中「所得税法第二条第一項第四十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号」と、同号中「前各号に掲げるもののほか」とあるのは「附則第三十五条の二の六第十一項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他」とする。

附則第十八条の五第二十六項を削る。

附則第十八条の六第十五項第四号及び第八号中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第三十一項第五号及び第十一号中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十八条の七第三項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第六項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第十五項第五号中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第二十三項及び第二十四項」を「附則第十一条第二十一項及び第二十二項」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令の一部改正）

第二条　地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令の一部を次のように改正する。

第二十条の二の十七第一項中「税の額」の下に「（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人（以下この項において「連結申告法人」という。）以外の内国法人にあつては同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第十五項後段及び第十六項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第十七項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限り、連結申告法人にあつては同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額（同条第九項後段及び第十項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第十一項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限る。第二十一条の五第一項において同じ。）」を加える。

第二十条の二の二十六第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同条第三項中「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改め、同条第六項中「同じ。）と」を「同じ。）、」に、「とを併せて」を「及び同項第四号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて」に改める。

第二十一条の二中「ガス製造事業者（」の下に「同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。」を加え、「又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。以下この条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）」を削り、「及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しない」を「に該当しない」に、「ガス事業法第二条第五項」を「同法第二条第五項」に、「特定ガス供給業」を「対象ガス供給業」に改める。

第二十二条第五号中「規定するガス供給業」を「規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業」に改め、同条第六号中「第二十八条の四十第二項第一号」に改め、同条第九号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

第三十五条の四の七第一項の表八月の項並びに第五十七条の二の七第一項の表八月の項及び同条第二項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に改める。

附則第六条の二中第九項を第十一項とし、第五項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「又は第三号イに掲げる法人」を「若しくは第三号イに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法附則第九条第十三項に規定する政令で定める事項は、租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第一項に規定する事項とする。